

議案第69号

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務
委託に関する規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定により、天理市、
山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約
を別紙のとおり変更することについて、同条第3項において準用する同法第252条
の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年12月3日提出

三宅町長 森田 浩司

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約の一部を変更する規約

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約(昭和48年三宅町規約第3号)の一部を次のように変更する。

題名中「及び田原本町」を「、田原本町及び安堵町」に改める。

第1条中「及び田原本町」を「、田原本町及び安堵町」に改める。

第2条第1項中「及び田原本町」を「、田原本町及び安堵町」に改め、同項第3号中「田原本町」の次に「及び安堵町」を加える。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

天理市、山添村、川西町、三宅町及び田原本町一般廃棄物の処理事務委託に関する規約新旧対照表

変更案	現行
<p>天理市、山添村、川西町、三宅町、<u>田原本町及び安堵町</u>一般廃棄物の処理事務委託に関する規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 天理市、山添村、川西町、三宅町、<u>田原本町及び安堵町</u>（以下「関係市町村」という。）が広域的に一般廃棄物の処理を行うため、この規約を定める。</p> <p>(委託事務の範囲等)</p> <p>第2条 山添村、川西町、三宅町、<u>田原本町及び安堵町</u>（以下「関係町村」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を天理市に委託する。</p> <p>(1) 山添村</p> <p>ア 山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「組合」という。）が設置並びに運営するごみ処理施設へのごみ搬入検査及びごみ処理手数料の徴収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の許可を受けた者を除く。以下同じ。）に関する事務</p> <p>イ 一般廃棄物の最終処分場に関する事務</p> <p>(2) 川西町及び三宅町</p> <p>ア 組合が設置並びに運営するごみ処理施設へのごみ搬入検査及びごみ処理手数料の徴収に関する事務</p> <p>イ 一般廃棄物の最終処分場に関する事務</p>	<p>天理市、山添村、川西町、三宅町<u>及び田原本町</u>一般廃棄物の処理事務委託に関する規約</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 天理市、山添村、川西町、三宅町<u>及び田原本町</u>（以下「関係市町村」という。）が広域的に一般廃棄物の処理を行うため、この規約を定める。</p> <p>(委託事務の範囲等)</p> <p>第2条 山添村、川西町、三宅町<u>及び田原本町</u>（以下「関係町村」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を天理市に委託する。</p> <p>(1) 山添村</p> <p>ア 山辺・県北西部広域環境衛生組合（以下「組合」という。）が設置並びに運営するごみ処理施設へのごみ搬入検査及びごみ処理手数料の徴収（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の許可を受けた者を除く。以下同じ。）に関する事務</p> <p>イ 一般廃棄物の最終処分場に関する事務</p> <p>(2) 川西町及び三宅町</p> <p>ア 組合が設置並びに運営するごみ処理施設へのごみ搬入検査及びごみ処理手数料の徴収に関する事務</p> <p>イ 一般廃棄物の最終処分場に関する事務</p>

<p>ウ し尿の処分に関する事務</p> <p>(3) 田原本町<u>及び</u>安堵町</p> <p>ア し尿の処分に関する事務</p> <p>2 天理市が処理する関係市町村の不燃物等のごみの埋立に要する用地は、関係町村が協議して確保する。</p>	<p>ウ し尿の処分に関する事務</p> <p>(3) 田原本町</p> <p>ア し尿の処分に関する事務</p> <p>2 天理市が処理する関係市町村の不燃物等のごみの埋立に要する用地は、関係町村が協議して確保する。</p>
---	---